

令和6年度決算に係る引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税の引き上げによる地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てることとされています。

- 【歳入】
- ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)

102,378 千円
- 【歳出】
- ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費

333,338 千円

単位:千円

事業名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会 福祉	福祉医療事業						
	・重度心身障がい(児)者等への医療給付	38,618	11,313	15,900		10,000	1,405
	障害者福祉事業						
	・人工透析患者送迎費用	22,456		14,700		7,000	756
	高齢者福祉事業						
	・養護老人ホームの入所措置費用	17,452			5,005	10,378	2,069
	児童福祉事業						
保健 衛生	・保育所入所児童委託費	115,139	85,206		2,561	25,000	2,372
	・認定こども園施設型給付事業	114,669	81,954			30,000	2,715
	小計	308,334	178,473	30,600	7,566	82,378	9,317
	疾病予防対策事業						
	・健康増進事業(総合検診、運動習慣推進)	7,057	516			6,000	541
	・妊婦健康診査	2,152				2,000	152
	・各種予防接種	15,795	93			12,000	3,702
	小計	25,004	609	0	0	20,000	4,395
合計		333,338	179,082	30,600	7,566	102,378	13,712